第1章

基本方針の理念

1 基本方針策定の背景

人権とは、人間の尊厳に基づいて、すべての人が等しく持っている、個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

また、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合う、人権共存の考え方が大切です。

■(1)人権尊重の潮流

人類の歴史の中で、20世紀は科学技術が急速に発達して人々の夢をはぐくみ、私たちの生活に快適さと豊かさをもたらしました。しかし、一方で、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験するとともに、この間の人権剥奪・人権侵害・人権抑圧等には目に余るものがありました。

特に、人類に大惨禍をもたらした第二次世界大戦は、「平和のないところに人権は存在し得ない」という大きな教訓を人々に与え、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となりました。

この精神が1948年(昭和23年)に採択された「世界人権宣言」に表され、その後、その理念を実現するために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめ種々の条約が採択されるなど、人権が尊重される国際社会の実現を目指す取組が進められてきました。また、「世界人権宣言」採択後18年間にわたって議論が重ねられ、1966年(昭和41年)の第21回国連総会で採択、1976年(昭和51年)に発効した国際人権規約(社会権規約・自由権規約)は、「世界人権宣言」の内容を基礎として国際的に法的拘束力をもたせたものであり、人権に関する規約・条約のなかで最も基本的かつ包括的な規約となっています。

我が国では、1946年(昭和21年)に国民主権・平和主義・基本的人権の 尊重を基本原理とする日本国憲法を公布し、国民主権の下で一人ひとりが 人間として最大限に尊重される民主的な国家を建設すること、そのための 恒久の平和を愛する社会の実現を誓いました。また、1956年(昭和31年) には国際連合に加盟し、国際連合が提唱する「国際年」についても積極的 な取組を行うとともに、1979年(昭和54年)に、国際人権規約(社会権規 約・自由権規約)を批准しました。

1994年(平成6年)、国連では1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、同年、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的戦略・プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。これを受けて、我が国は1997年(平成9年)「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、人権という普遍的文化を構築するための取組を働きかけてきました。

その流れを受けて、都道府県レベル・市町村レベルで行動計画が策定され、一人ひとりが自立した人間としての尊厳を自覚し、お互いを認め合いながら共生することのできる社会づくりと、人権尊重の精神や人権感覚が日常生活のあらゆる言動に自然とあふれる人権文化の創造をめざした取組が進められてきました。

1997年(平成9年)、我が国において、「人権擁護施策推進法」が施行されました。その第2項に、国の責務として人権教育及び人権啓発、人権救済施策が示されています。

また、法務大臣、文部大臣及び総務庁長官から諮問された「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」に対して、人権擁護推進審議会から出された答申をもとに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年(平成12年)に施行されました。

2002年(平成14年)には、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざした「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、そしてこの条例に基づき、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な方向を示すものとして、「和歌山県人権施策基本方針」が2004年(平成16年)8月に策定されました。

■(2)基本方針の策定

合併前の旧5市町村では、戦後早い時期から、住民と行政が連携し、 様々な場と機会をとらえながら、同和問題の解決を中心とした人権施策に 取り組んできました。 また、国や県の行動計画を受けながら、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進するために、基本計画の策定や庁内の機構改革等を行ってきました。

このような中、2005年(平成17年)5月1日、これまでの田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町は市町村合併によって、新しい「田辺市」となりました。

田辺市では、同年に田辺市民憲章を制定し、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

今後も、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を 身に付けるための取組を進める中で、人権に関する行政の責務を明らかに するとともに、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合 的、継続的に推進するため、田辺市人権施策基本方針を策定します。

これは、これまでの取組の精神を引き継ぎ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「和歌山県人権施策基本方針」を受けて、人権が尊重されるまちづくりをめざした新しい「田辺市」における人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方を示すものです。

2 人権施策の基本理念

■(1)基本理念

第1次田辺市総合計画では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に掲げ、「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を目指し、まちづくりを進めていくとしています。

そのためには、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策を進めていく必要があります。

そこで、基本理念を「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権 施策」と定め、その推進に取り組みます。

■(2)人権施策の三つの側面と視点

- ① 基本理念に基づいて、人権問題の課題別に取り組む施策
 - それぞれの課題に応じて、それぞれ個別の法律や諮問機関の答申等を踏 まえて実施すること。
- ② 人権意識の向上を図る施策
 - ○人権教育は、発達段階を踏まえた継続性のあるものにしていくこと。
 - ○日常生活のあらゆる場面に人権感覚があふれる状態を当然のこととし、 何気なく過ごしている私たちの生活や社会通念、意識、慣行等を人権の 視点から見つめ直し、人権を尊重した行動に結び付けられること。
 - ○「法の下の平等」、「個人の尊重」など、人権の普遍的内容の理解を得ること。
 - ○人権問題は、市民自らの問題であることに理解を得ること。
 - ○人権教育に取り組む人材の養成を図ること。
- ③ 人権擁護を図る施策
 - ○各相談窓口は、本来の業務に加えて、市民にとって最も身近な人権救済 窓口にもなるという認識を基に、事例を集積し、連携を図り、迅速かつ 的確に対応できるように努めるとともに、相談業務が適切に行われてい るか、その把握に努めること。
 - ○各相談窓口担当者は、それぞれの人権問題とその解決手法に関する専門 的知識が要求されることから、担当職員の資質向上を図ること。